

PTA 活動における適正化・活性化ガイドライン



川崎市PTA連絡協議会

目 次

- P3 はじめに
- P4 川崎市におけるPTA活動の理念
- P5～ PTAの諸問題と現状把握
- P5 強制加入の問題
- P6 役員・委員の強制性の問題
- P7 児童・生徒の対応の問題
- P8 個人情報取得の問題
- P9 PTA会費の用途／公費・私費の問題
- P11 PTA会費引き落としの問題
- P12～ PTA活動の活性化
 - P12 活動内容の視点
 - P13 組織運営の視点
 - P14 IT活用の視点
 - P15 情報交換の視点
 - P16 PTA会費の決済手続きの視点
- P17～ 付録
 - P18 PTA入会申込・個人情報取扱同意書
 - P19 PTA退会届
 - P20 PTA非加入届
 - P21 個人情報取扱規則
 - P25 PTA会費引き落としに関する委任状（川崎市教育委員会指定様式）

はじめに

川崎市 PTA 連絡協議会（市 P 協）は、7つの行政区 PTA 協議会（区 P）と高校区 PTA 協議会が入会できる任意加入団体です。

市 P 協の会則には3つの目的が掲げられています。

- ① 学校 PTA ならびに区 PTA の取り組みを共有し、PTA 活動の「適正化」「活性化」を促進する。
- ② 関連機関と協力しながら、保護者と教職員と子どもたちの「交流」を促進し、多様性を受け入れることのできる「共生」社会を目指す。
- ③ 川崎市の教育方針の理解に努め、行政と連携し、子どもたちの教育および教育環境をより良くする。

市 P 協は市内最大の社会教育関係団体であり総会員世帯数は8万世帯を超えます。そのスケールメリットを生かして、区 P や学校 PTA の活動に生かすことができる効果的な取り組みを全市的に共有すると同時に、川崎市教育委員会と一緒に子どもたちの教育環境の改善につながる活動に取り組んでいます（③）。

近年の共働き世帯の増加に伴い、今までと同様の PTA 活動が難しくなっており、また「個人情報保護法」が整備されるなど、保護者や教職員の社会教育の必要性はますます高まっています。目的の①にあるとおり、市 P 協は本ガイドラインに即した学校 PTA や区 P の取り組みを全面的にバックアップします。

任意加入／食育／会費の使途／ICT の活用について、考え方は一人一人異なります。市 P 協や区 P、学校 PTA のすべての活動は、自分と相手の考え方の違いを知ることになり、相手を尊重しながら自分も幸せに生きていく共生社会の実現（②）につながっていくと考えます。

1. 川崎市における PTA 活動の理念

PTA (Parent-Teacher Association) は、保護者と教職員 (児童生徒を含まない) による社会教育関係団体です。任意加入の団体であり、結成や加入を義務付ける法的根拠はありません。PTA 活動の対象は、すべての児童生徒となります。保護者と教職員が学び合い、その成果を家庭・学校・地域に還元していきます。(「社会教育関係団体」の定義は、社会教育法第三章第十条に規定されています。)

川崎市 PTA 連絡協議会に所属するすべての保護者と教職員は、学校の教育活動の理解に努め、公教育についての意見を出し合い、教育に関わる活動に実際に取り組むことで、家庭・学校・地域を結ぶ役割を担います。

<ガイドラインの狙い>

近年、PTA について様々な問題が提起されていますが、その多くは、会の強制性の問題に起因しています。諸問題を解決するために、本ガイドラインにまとめられている「PTA 適正化」「PTA 活性化」の2つの軸を参考にしてください。各学校 PTA の皆さんがこれからの PTA 活動を考える機会となれば幸いです。

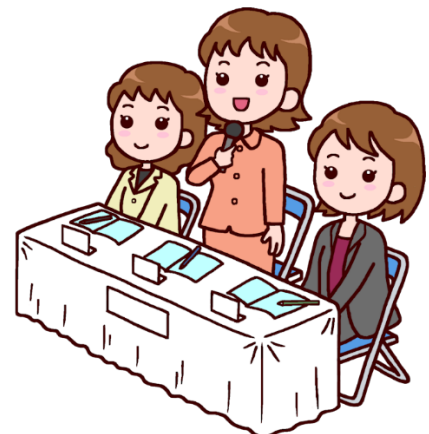
「PTA 適正化 (2章)」とは、

個人情報保護条例・個人情報保護法等の違反や、児童生徒・保護者への人権侵害、意図に沿わない強制加入・強制活動のない PTA 運営を行えるようにすること。

「PTA 活性化 (3章)」とは、

PTA 適正化に加え、組織体制や業務内容のスリム化・業務推進の効率化等を行い、PTA が無理なく会員の自由意思により運営できるようにすること。

川崎市 PTA 連絡協議会は、本ガイドラインを軸に市内のすべての PTA が「やってよかった!」と思える組織となるように川崎市教育委員会、校長会とも協力し、各学校ならびに PTA の取り組みをバックアップしていきます。区 PTA 協議会ごとに「ガイドラインの運用方針」を策定し取り組んで参ります。



2. PTA の諸問題と現状把握

「PTA 適正化」のため、PTA 活動を行う上で最低限解決しておくべき問題を列挙し、対応方針および目標を適正化レベルごとに定義しています。

PTA においてどのようなことが問題となっているのかを理解していただくと共に、自校の現在の適正化レベルの把握、PTA 活動の改善にご活用ください。

2-1. 強制加入の問題

PTA は任意加入の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるものですが、本人の意思を確認することなく、また、加入は任意であることを説明せず、子どもの入学に合わせ自動的に保護者が会員になっているケースも散見されます。

PTA の加入に際しては、PTA 会長や役員から新たに会員になる人に対して、加入の任意性はもちろん、PTA 活動の内容、必要性、入会手続き、退会手続き、会費の納入方法などについて、入学前（遅くとも会費納入前）までに説明し、本人の意思で加入するかどうか選択できるようにする必要があります。

PTA は保護者と教職員から構成される組織です。PTA 活動の理念や意義を説明した上で、加入については保護者だけではなく教職員も個人の意思で決定できるようにしましょう。

適正化レベル	概要
A	学校入学説明会のような場において、PTA 加入の任意性について説明し、PTA として「PTA 入会申込書」を取得します。新任や赴任された教職員に対しても PTA 加入の任意性について説明し、「PTA 入会申込書」を取得します。 ※付録の「PTA 入会申込・個人情報取扱同意書」「退会届」も参考にしてください。
B	学校入学説明会のような場において、PTA 加入の任意性について説明しますが、基本的に全員加入する前提となっており、加入できない場合においてのみ「PTA 非加入届」を取得します。 ※付録の「PTA 非加入届」も参考にしてください。
C	学校入学説明会のような場において、PTA 加入の任意性について説明しますが、基本的に全員加入する前提となっており、「入会申込書」や「非加入届」は取得しません。加入できない人に対しては、個別に対応します。
D	学校入学説明会のような場において、PTA 加入の任意性について説明しますが、基本的に全員加入する前提となっており、加入できない人にも相談に乗る等に応じることはありません。 また、非加入による差別があるなどと伝えることで、非加入を選択できないように促しています。
D	PTA 加入の任意性について説明しません。

2-2. 役員・委員の強制性の問題

役員や委員のなり手がなく、強制的に割り当てたり、出席していない会員を選出したり、また、選出免除の理由として、病気や家庭の事情などを会員本人の意思に反して公開し審査するなど人権問題になりかねない事態が見受けられます。

役員・委員の選出においては、会員がお互いに納得できる選考方法を検討しなければなりません。選考基準として「ポイント制」を採用しているPTAもありますが、強制性を助長することに繋がるため、義務としてのポイント制は廃止し、意欲のある会員がよりPTA活動に邁進することができるような選考方法を検討しましょう。

適正化レベル	概要
A	事前に（会則や PTA のしおり等で）選考・選出方法や選考過程を明らかにしています。立候補制度を採用し、強制性の一切ない選考方法を採用しています。
B	事前に（会則や PTA のしおり等で）選考・選出方法や選考過程を明らかにしています。他薦や勧誘が中心だが強制はなく、最終的に当人の主体的な意思で役割を引き受けています。他薦しなければ立候補とみなすというような、立候補の強制性は見受けられません。
C	設定なし
D	事前に（会則や PTA のしおり等で）選考・選出方法や選考過程を明らかにしています。他薦や勧誘が中心だが強制はなく、最終的に当人の主体的な意思で役割を引き受けています。ただし、他薦しなければ立候補とみなすというような、 <u>立候補の強制性が見受けられます。</u>
D	選考・選出方法や選考過程が会員に対して明らかになっていません。また、選考過程において、ポイント未達や選考会に出席していない会員に対し、 <u>個別の事情を配慮することなく強制的に役員・委員を割り当てたり、決まるまで教室を出られないようにする、機微な個人情報を公開することを強制する</u> などの人権侵害に当たる事例が発生することがあります。



2-3. 児童・生徒の対応の問題

PTA への加入は任意であるため、PTA に加入していない保護者の児童・生徒が PTA 活動において差別的な扱いを受けることがあります。

PTA は学校に在籍するすべての児童・生徒を対象に活動する組織であり、保護者の PTA への加入・非加入によって児童・生徒の関わり方に差が発生しないようにします（公共性）。中でも、PTA 会費により準備された品（例：卒業式でのコサージュ、図書館の書籍など）の対象者をどうするかが論点となりやすいですが、学校活動の品である時点で、全校児童・生徒にとって平等に提供されなければなりません。当然、差別されたくなければ加入すればよい、といった考え・発言は、適切ではありません。

PTA が学校施設を優先的に使って活動したり、社会教育（例えば、家庭教育学級等の講習会）を行ったりすることができるのは、学校教育法第百三十七条に記載のとおりです。

第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

PTA は「公共性」を有する社会教育関係団体であることを十分認識しましょう。

適正化レベル	概要
A	PTA 加入・非加入に関わらず、全校児童・生徒が PTA 活動において平等に扱われています。 非加入者の児童・生徒に対する PTA 活動上の対応方針が定められています。
B	PTA 加入・非加入に関わらず、全校児童・生徒が PTA 活動において平等に扱わなければならない認識はあるが、非加入者の児童・生徒に対する PTA 活動上の対応方針が定められていません。 具体的な懸案事項は発生していません。
C	PTA へ加入することが前提となっており非加入者が存在しないため本問題が認知されていません。
D	PTA 加入・非加入によって児童・生徒への関わり方が平等ではない事案が発生しています。



2-4. 個人情報取得の問題

PTA は、会員の個人情報を取得・管理・利用する場合において、個人情報保護法の対象となります。適切な対応をとらない場合、法律違反に問われる可能性があります。

PTA が、学校から個人情報を本人の同意を得ずに利用すると、個人情報保護法違反となります。一方、学校が、取得した個人情報を PTA や自治会等外部団体に本人の同意を得ずに無断提供すると、個人情報保護条例違反となります。

PTA を含む第三者が、学校が保有する個人情報の提供を受ける場合、個人情報を取得した学校が保護者に対して目的・用途を十分説明した上で、同意を得る必要があります。また、PTA は提供された個人情報を適切に管理しなければなりません。

適正化レベル	概要
A	PTA 入会時に会員から直接個人情報を取得しています。取得した個人情報の取り扱いルールを規約等に定め、適切に管理・運用しています。 ※規約については付録の「川崎市立 XX 学校 P T A 個人情報取扱規則」も参考にしてください。
B	PTA 運営に必要な個人情報を本人同意のもと学校から取得しています。学校は保有する個人情報を PTA へ提供する理由や目的を十分に説明し保護者の同意を書面にて得ています。同意が得られない場合は、不同意の申し出をしてもらうように説明しています。PTA は学校から提供された個人情報の取り扱いルールを規約等に定め、適切に管理・運用しています。
C	設定なし
D	PTA 運営に必要な個人情報を無断で学校から取得しています。学校は保有する個人情報を PTA へ提供する理由や目的を説明するのみです。PTA は学校から提供された個人情報の取り扱いルールを定めていません。
D	PTA 運営に必要な個人情報を無断で学校から取得しています。学校も保有する個人情報を PTA や自治会等に提供することを保護者へ説明していません。

2-5. PTA 会費の用途／公費・私費の問題

校舎の整備費など、学校運営に必要な経費・物品購入費などに PTA 会費を充てるのは適切ではありません。PTA は会員から集めた PTA 会費が、適切に支出されるように予算計画を立て総会に諮ります。

学校運営に関わる経費を地方公共団体（川崎市）が負担することは、学校教育法や地方税政法で定められています。どこまでが学校運営に関わる経費となり公費で賄われるべきなのか、川崎市教育委員会の公費／私費の区分も参考にしてください【[資料 4-1](#)、[資料 4-2](#)】。

なお、総会や役員会・運営委員会の正式な承認の後「寄付」という手続きを経て学校に寄贈している物品についても、その費用を PTA の一般会計から拠出するのは会費の性格上適切ではありません。あくまで善意による「寄付」に限定し、特別会計において予算を組む等、学校と PTA 双方が節度を持って協議の上執行しましょう。

川崎市教育委員会の寄附採納の手続きも参考にしてください【[資料 2-1](#)、[様式 1-2](#)、[様式 1-3](#)、[資料 2-3](#)】。

次項には、PTA アンケートの結果をもとに教育委員会や有識者の方々による PTA 会費の不適切事例についても纏めています。是非、参考にしてください。

適正化レベル	概要
A	学校の運営に必要な経費・物品は、すべて市の予算で充当します。 PTA の善意により学校に物品を寄付する場合、川崎市が定める関係規程に従い、寄付採納の手続きをとります。 PTA は、会計規程を作成し、総会において会費の用途を会員に説明しています。
B	学校の運営に必要な物品の一部も PTA の善意により寄付します。 川崎市が定める関係規程に従い、寄付採納の手続きをとります。 PTA は、会計規程を作成し、総会において会費の用途を会員に説明しています。
C	学校と PTA が相談の上、学校の備品購入を PTA にお願いしています。川崎市が定める関係規程に従い、寄付採納の手続きをとります。
D	寄付採納の手続きをしていません。PTA 会費で校舎の修繕工事をするなど所管所属に相談や報告をすることなく行っています。

<不適切な支出の例>

- 校舎の雨漏り修繕工事
- 職員室で教職員が使用する印刷機を購入（PTA 専用の印刷機は別にある）
- 校舎整備（カーテンクリーニング、窓清掃、エアコン修理費や蛍光灯修理等）
- 特別室のカーテン、暗幕、エアコン購入費
- 校長会、教頭会の会費
- PTA が所属しない団体や運営しない施設の活動費や人件費
- 教職員のみを対象とした校内研究講師謝礼
- 教職員のみを対象とした各教科研究抗議講習会等、参加費、研修図書費、資料など
- 学習教材の購入費、送料（教材費を別途徴収している場合）
- 授業で利用する公共施設利用料、楽器等の備品の利用料や運搬費
- 学校賠償責任保険料（教育活動中の事故のみを対象とし PTA 活動中の事故を含まないもの）

一方、公費か私費かの判断が難しい品目もあります。判断に迷ったときは、学校とよく協議の上、必要に応じて教育委員会にも相談するようにしましょう。

事務用品、子どもたちの手洗い用石鹸、体育館ワックス、石灰、トイレマット、芝刈り機の燃料、花苗、えさ代印など、日常的に学校運営に必要なもので PTA 活動においても利用する物品については公費・会費のどちらを充てるか学校側と十分協議しましょう。

災害・防災用備品、通学路の見守りスタッフの人件費など、PTA 活動を通して社会教育（防災・防犯）の観点から必要と判断された物品や経費については、予算化した上で総会の決議を持って購入・支出するようにしましょう。

入学式・卒業式・運動会などの記念品や教職員の離任者へ贈る花束代は、卒業する児童生徒をお祝いしたい、お世話になった先生方へ保護者の気持ちを表したものです。PTA 活動とは無関係のように見えますが、子どもたちの情操教育の一環と捉え大切にしたいものです。予算計画、会計報告を実施しよう。



2-6. PTA 会費引き落としの問題

PTA 会費は、多くの学校において、教材費などと一緒に学校指定の銀行口座から引き落としされているのが実情です。

川崎市は「川崎市立小学校および中学校／高等学校／特別支援学校の管理運営に関する規則」「川崎市立学校における PTA の会費の取扱等に関する要綱」の中で、学校における PTA 会費の引き落としおよび PTA 口座への入金に関する事務が規定されています【[資料 1-1](#)、[資料 1-2](#)】。

この中で、PTA の代表者は会費の引き落とし事務に関する委任状を学校と取り交わし、学校は引き落とし事務を PTA から委任されていることを会員に説明します【[第 1 号様式](#)、[第 2 号様式](#)】。

「川崎市立学校における PTA の会費の取扱等に関する要綱」については、教育委員会の解説もご一読ください【[要綱解説](#)】。

適正化レベル	概要
A	PTA が独自に会費を徴収しています。PTA は入会時に会費の額や納入方法を保護者と教職員へ説明し、同意した上で入会しています。
B	PTA 会費を学校指定の口座から徴収しています。PTA は会費の額や納入方法（教材費等と一緒に徴収すること）を保護者と教職員へ説明し、同意を得た上で入会しています。PTA の代表者が学校と会費の引き落とし事務に関する委任状を取り交わし、学校は委任されていることを会員に説明します。
C	PTA 会費を学校指定の口座から徴収しています。PTA は会費の額や納入方法（教材費等と一緒に徴収すること）を保護者と教職員へ説明するのみです。PTA は会費の徴収方法を会則等で定め、PTA の代表者が学校と会費の引き落とし事務に関する委任状を取り交わし、学校は委任されていることを会員に説明します。
D	PTA 会費を学校指定の口座から徴収しています。PTA は会費の額や納入方法（教材費等と一緒に徴収すること）を保護者と教職員へ説明するのみです。PTA 代表者と学校の間で会費の引き落とし事務に関する委任状を取り交わしていません。
D	PTA 会費を学校指定の口座から徴収しています。PTA は会費の額や納入方法（教材費等と一緒に徴収すること）を保護者と教職員に説明していません。

3. PTA 活動の活性化

3-1. 活動内容の視点

《ポイント》

- 任意加入を前提とし、前例にとらわれない活動へ
- 学校や地域団体とは別の団体。過度な相互依存は避けよう！
- 今一度、PTA の存在意義、活動意義を考え直そう！

PTA の既存の活動は、PTA の長い歴史の中で作り上げられてきたものが多く、長い時間の中でその活動が「実施することが当たり前」となることがあります。活動が始まった経緯や意義が置き去りにされ、現在の会員のニーズと合わない・参加者が集まりにくいといった活動でもやめられず、「前例踏襲」で実施し続けてしまう傾向があります。しかしながら、PTA が任意団体であり、「活動したい」という意思を持つ会員によって成立することになれば、活動内容そのものを現役会員で決める、または変えていく、ということが当然となってきます。

また、PTA は基本的に学校や地域団体とは別の独立した団体です。過度に学校運営に資金や労力を無償提供すること、学校の先生方を強制的に巻き込むことなどは控えましょう。自治会などの活動と PTA 活動が紐付いていると、PTA 加入を暗に強制化させる遠因にもなりかねないので、見直しが必要です。

現行活動のすべてを否定する必要は必ずしもありませんが、今一度「PTA の存在意義・活動意義」を考え直し、時代の流れに合わない・会員のニーズに合わないといった活動は積極的に見直し、学校や地域の環境改善のためにいま必要と考えられる活動を進めていきましょう。

国内・川崎市内 PTA の事例

- 全保護者へのアンケートを実施し、既存の活動のうち残すべきもの・変えるまたはなくすべきものについて保護者の声を収集。その結果等に基づき、速報紙の廃止・児童向けフェスタの継続実施などを決定。（川崎市）
- PTA の地区委員はこれまで学区内の各町内会と紐付いており、在住町内の保護者から各地区委員を出さねばならないことになっていたが、人口減等によりなり手がなくなっていた。在住町内から出すという条件を廃止し、地区委員の会合はまとめて同時・一箇所で行うことで保護者の負担を低減。（川崎市）
- 学校管理職と PTA 保護者が月次で会合を開き、保護者の視点から学校運営の改善点を意見し、学校管理職が判断して改善を実施。常時 50 人程度の保護者が参加し自由に発言しており、学校・PTA 協働での学校環境改善を実現。（神戸市）

3-2. 組織運営の視点

《ポイント》

- 仕事の内容を見直して役員数や委員会数を最適化しよう
- ポイント制は任意加入と矛盾。役職や活動を強制するしくみは無くそう
- PTA の意義を周知し、活動への声掛けや委員募集方法にも工夫をこらそう

PTA の執行部（役員）や委員会では、活動内容の見直しがあまり行われない場合に、既存の委員会数や委員会毎の委員数、募集方法等が引き継がれていることが多く見られます。PTA の意義が周知されない上にこの組織体制が見直されないと、役員・委員のなり手が少なくなり、強制的な役員・委員の任命や、ポイント制の導入による「負荷の義務化」が発生しやすくなります。

委員会の活動内容を効率化できるところがないか見直し、委員会数・委員数のスリム化に取り組みましょう。また、ポイント制は、本来自由意思で参加するPTAの活動を義務化することであり、役員・委員・活動の強制に繋がります。廃止する方向で考えましょう。

PTA 執行部としては、活動に取り組みやすい組織運営を実現し、意義や成果を広くアピールすることで、保護者に「PTA に参加したい」と思ってもらえるよう努力が必要となります。

PTA の任意加入の徹底や活動内容の見直し・省力化等により、現行の一般的な組織体制も、活動内容に沿った参加しやすい体制や募集方法へ変更していきましょう。

国内・川崎市内 PTA の事例

- 既存委員会を段階的に見直し。学級懇談会を廃止して学級委員会を学年委員会に変更、広報活動を縮小し広報委員会を廃止し、3つの委員会（学年/校外/福祉）に集約。（川崎市）
- 組織運営の継続的な改善のため、各役員は2名・2年任期制に変更。これにより前年度の活動経緯や改善点を知る役員が当年度も必ず1人残ることになり、組織運営全体の改善を可能に。（川崎市）
- 加入届導入に先んじて、PTA 会費の使われ方をグラフでわかりやすく説明した資料を配布、PTA 活動の意義を発信。並行して執行部内で、現行活動の優先順位付け、任意加入による収入減が起きた場合に削減することになる活動を想定することで、執行部内の認識を共有化。（川崎市）
- 活動をすべて単発ボランティア募集にすることで、委員会を廃止。役員会や学校が会員向けにボランティア募集を行い、集まった人数でできる範囲の活動を実施。（名古屋市）

3-3. IT 活用の視点

《ポイント》

- 現代の IT ツールをうまく取り入れ、PTA 活動をやりやすくしよう！
- メールを導入だけでも、業務効率化はかなり進む
- 基本は人と人のコミュニケーション。適切な活用方法を学ぼう！

これまで PTA の活動における情報のやりとりは、毎週のように学校の PTA 会議室に集合し、FAX や紙を使って情報をやりとりするなど、一昔前の手段で行うことが当たり前でした。

現在、個人のインターネット普及率は 80% を超え（2017 年）、いまほとんどすべての PTA 会員がメールや SNS を活用した情報交換、Web を通じた情報収集が可能になっており、普段の生活や仕事で慣れ親しんだ手段になっています。IT ツールをうまく活用することにより、PTA 活動における情報のやりとりを効率化し、活動の負荷を下げるのが可能です。

必ずしも最新の IT ツールを使う必要はありません。誰もが利用できるメールから導入し、情報のやりとりを効率化しつつ、様々な IT ツールを活動に取り入れてみましょう。もちろん、メールや SNS のやりとりにおいて、相手を傷つけるような発言や不必要なスタンプ送信などによって、せっかくのコミュニケーションを不便なものにすることがないように、会員自らも IT ツールの効果的な活用方法を学んでいきましょう。

国内・川崎市内 PTA の事例

- これまで学校で利用していた市教委提供のメールシステムを停止し、市販メールシステム（横浜ネットワーク、ミマモルメ等）を PTA 予算で導入。保護者・教職員のメールアドレス登録は学校主導で実施し、個人情報システム会社が管理。これにより教職員も PTA も同じシステムを利用してそれぞれの目的に応じた効率的な情報発信が可能に。（川崎市）
- 市販のグループウェア（サイボウズ Office）を導入。PTA 役員会・委員会の活動における作成資料の共有や情報収集、意見交換等を各自が好きな時間に好きな場所で出来るようになり、配付資料の削減・会議回数の削減など運営が効率化。（川崎市）
- 個々の保護者向けアンケートやイベント参加申し込みを、紙ではなく無償の Google フォームを利用して作成。配付資料の削減によるコスト削減、配付・集計などの業務負荷の削減が実現。（川崎市）

3-4. 情報交換の視点

《ポイント》

- 近隣 PTA との情報交換に積極的に取り組んでみよう！
- 区 P、市 P における定期的な情報交換は非常に有効
- 全国の動きにも目を向けよう。PTA 改革改善のアイデアはどこでも得られる

PTA の役員や会員は、自校の PTA 以外の活動や運営方法を知らないままにしていることがよくあります。そして、近隣にある PTA も同様の組織体制や運営方法・活動内容であるケースが多く、それぞれが同様の悩みや課題を抱え、解決策を模索しています。

近隣の PTA の役員や会員が定期的に自校の課題や解決策を共有する場を持つことで、自分たちの活動・運営の改善につながる具体的なアイデアを得ることができ、PTA の適正化・活性化を促進することができます。単位 PTA 同士が定期的に情報共有を行い適正化・活性化を行いやすくするためにも、各区 PTA 協議会や川崎市 PTA 連絡協議会といった団体が情報共有を推進することが有効です。

また、近隣 PTA にとどまらず、全国的に適正化・活性化を実現している多くの PTA が存在し、その情報をインターネットや書籍で発信しています。これらを参考にすると、自らの PTA の適正化・活性化を進める上で大いに役立ちます。

国内・川崎市内 PTA の事例

- 区 PTA にて、月次の運営委員会（単位 PTA の代表が集まる会議）の中で情報共有の時間を確保し、単位 PTA で抱えている課題やその解決策を共有。大小様々な課題に対する解決のアイデアをその場で得ることが可能に。（川崎市）
- 区内の会長同士が自主的に PTA 運営等について意見交換をする「会長情報交換会」を原則月次で実施。改革改善を進める上で他校 PTA の取り組みを参考にし、自校 PTA に取り入れることが可能に。資源回収業者変更による収入増・書面での総会運営方法の共有による負担減・任意加入の現状課題や明確化方法の共有による知識の底上げなど、PTA 運営の改革改善推進に大きな成果。（川崎市）
- 全国で PTA の強制加入や活動強制・個人情報保護法違反などに不満を持つ保護者や現状改善を進めたい会長・役員らが自主的に集まって適正化や活性化を議論する「PTA フォーラム」が開催されており（2019 年は 5 月東京・8 月神戸で実施）、地域を超えた PTA 問題の共有やメディアでの発信が活発に。（全国）

3-5. PTA 会費の決済手続きの視点

《ポイント》

- PTA の予算は、会員から集めた大事なお金です。ルールに則って正しく使用しましょう。
- 予算化していなかったから活動・購入できないではなく、必要なものならルール作りをしておい
て、しっかり活動できるようにしておきましょう。

会費の使用用途は予算案としてまとめ、年度初めの総会で承認を受け、それに従って使用するのが原則です。しかしながら、PTA 活動を行う上で当初の予定と異なった活動が生じたり、想定外の物品購入の必要が出てきたりすることもあるのが実情です。そういった場合に備えて、決済手続きのルールを決めておくことが重要です。

国内・川崎市内 PTA の事例

- 会計予算の項目に予見することのできない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に「予備費」を設ける。予備費を使用する場合、あらかじめ運営委員会の承認を受けなければならない。
- 各費目で不足した場合、急な活動で予算が必要になった場合、急な備品購入が必要になった場合などに使用する場合に「予備費」を設ける。予備費を使用する場合、5万円以下は役員会での決済、それ以上の場合は運営委員会での決済で使用するなどルールを決めておく。また、次回の総会で必ず決算報告を行う。

付録

令和〇〇年度

川崎市立 XX 学校

PTA 入会申込・個人情報取扱同意書

川崎市立 XX 学校 PTA 会長宛

XX 学校 PTA の趣旨に賛同し入会することを承諾します。

XX 学校 PTA の個人情報取扱規則・利用に同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

住所 _____

入学予定のお子さまと在校生の兄弟姉妹をご記入ください。

学 年	組	ふりがな 氏名
年	組	
年	組	
年	組	
年	組	

ご記入頂いた情報は PTA 活動に係る個人情報取扱規則に定める以外の目的で使用することはありません。

ご協力ありがとうございました。

令和4年度

川崎市立XX学校

PTA 退会届

川崎市立XX学校 PTA 会長宛

XX学校 PTA の退会に際して以下の内容を確認しました。

※確認の上、チェックをお願いいたします

- 「PTA 総合補償制度」「市P 協見舞金給付制度」につきましてはご利用対象外となります。
- 「子ども24時間総合保障」は解約いただきますようお願いいたします。
 - 解約手続きは以下へお問合せください。
 - 川崎保険センター 044-520-9771
- PTA 主催行事（家庭教育学級や高校見学ツアー等）への参加は不可になります。
- PTA からのお手紙は全家庭数もしくは全生徒数配付されます。お手数ですが廃棄をお願い致します。
- お申し出があれば年度ごとに PTA に加入できます。
- 全児童・生徒に関わる PTA 活動において、非会員のお子さまが区別・差別されることはありません。ご安心ください。
- お申し出頂いた翌月1日から非会員となり、会費の引き落としを停止致します。

令和 年 月 日

会員氏名 _____

ご記入頂いた情報は PTA 退会の手続き以外の目的で使用することはありません。

ご協力ありがとうございました。

令和〇〇年度

川崎市立 XX 学校

PTA 非加入届

川崎市立 XX 学校 PTA 会長宛

以下の PTA 非加入に関わる事項を確認した上で XX 学校 PTA に入会致しません

- 「PTA 総合補償制度」「市 P 協見舞金給付制度」につきましてはご利用対象外となります。
- PTA 主催行事（家庭教育学級や夏休み親子工作教室など）への参加は不可になります。
- PTA からのお手紙は全家庭数もしくは全児童・生徒数配付されます。お手数ですが廃棄をお願い致します。
- お申し出があれば年度ごとに PTA に加入できます。
- 全児童・生徒に関わる PTA 活動において、非会員のお子さまが区別・差別されることはありません。

（確認の上チェックを入れてください）

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

ご記入頂いた情報は PTA 非加入の確認以外の目的で使用することはありません。

ご協力ありがとうございました。

川崎市立XX学校PTA個人情報取扱規則

（目的）

第1条 この規則は、川崎市立XX学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

（個人情報の定義）

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員とする。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第7条 円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

- （1）会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- （2）会員の子どもの氏名・クラス
- （3）必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

（利用）

第8条 取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

- （1）PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成
- （2）PTA会費集金、管理、その他の文書の送付

（利用目的による制限）

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

（管理）

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

2. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。
3. 個人情報を含む電子データをクラウドサービスに保管する場合、当該個人データを利用しない、適切にアクセス制限を行っているクラウドサービス事業者を利用する。
4. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。
5. クラウドサービスに保管された個人情報を含む電子データは、本会が所有するパソコンを除き、みだりにダウンロードしない。
6. クラウドサービスのアカウントIDとパスワードは、第5条に定めた取扱者が適切に管理する。
7. クラウドサービスのパスワードは年1回以上変更するものとする。

（第三者提供の制限）

第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（3）公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（共同利用）

第13条 本会は、川崎市立XX学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：川崎市立XX学校と本会
- (3) 利用目的：第8条で定める通り
- (4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者（第12条第1号から第4号および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本会の「川崎市立XX学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和4年〇月〇日より施行する。

本規則は、令和4年〇月〇日より一部改定して施行する。

個人情報管理者
XX学校PTA会長
(氏名)
(メールアドレス)

第 1 号様式

年 月 日

委 任 状

〇〇〇 P T A 代表 〇〇〇〇 は、川崎市長に対し、次の事項を委任する。

- 1 P T A 会費の収納に関する事。ただし、未納者に対する督促等は除く。
- 2 収納した会費を、次の口座に入金すること。

金融機関名 _____

口座名義 _____

口座番号 _____

口座の種類 普通 当座

〇〇〇 P T A 代表 〇 〇 〇 〇 印

第2号様式

年 月 日

様

川崎市立 学校
校長

受 任 通 知 書

日頃から本校の運営に御協力いただきましてありがとうございます。

あなたが加入している〇〇〇〇のPTA会費の収納等につきまして、〇〇〇〇の代表者である〇〇〇〇様から委任を受けておりますので、PTA会費は本校が口座振替等により徴収させていただきます。

なお、本通知書は、転校又は卒業するまで、又は新たな代表者による委任がなされるまでの間お手元に保管してください。